

# 全日本トラック協会ニュース

2018年度貨物自動車運送事業安全性評価事業

## 7,486事業所の申請を受理

新規申請 1,565 事業所、更新申請 5,921 事業所

～平成30年7月豪雨に係る被災事業所への特例措置を決定～

認定マーク『Gマーク』



“G”の由来は、  
Good「良い」、Glory「繁栄」の  
頭文字「G」を取ったものです。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会は、「2018年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」として、2018年7月2日(月)から7月13日(金)までの申請受付期間中、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(各都道府県トラック協会)を通じて、申請資格要件等をクリアした7,486事業所の申請を受理しました。

事業発足から16年目にあたる2018年度は、新規申請が1,565事業所(前年度比▲163事業所)と4年連続の減少となりました。更新申請については、5,921事業所(前年度比+849事業所)となりました。

更新申請の内訳としては、初回更新申請(2016年度新規申請で認定された事業所に係る更新申請)が1,683事業所、2回目更新申請(平成2015年度初回更新申請で認定された事業所に係る更新申請)が1,431事業所、3回目更新申請(2014年度2回目更新申請で認定された事業所に係る更新申請)が1,574事業所、4回目更新申請(2014年度3回目更新申請で認定された事業所に係る更新申請)が1,233事業所となっています。

今後、評価基準に基づき申請書類の審査を厳正に行い、本年12月中旬に2018年度『安全性優良事業所』を認定・公表する予定です。

また、2018 年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)については、今般、申請受付期間中に発生した「平成 30 年 7 月豪雨」にて被災された事業所に対して、特例措置を設けることといたしました。

災害救助法適用地域に所在する被災事業所、その他特例措置を講じる必要があると認められる事業所に対しては、2018 年 9 月 3 日～9 月 14 日に申請受付を行うとともに、帳票類の滅失により評価を受けることが困難である事業所にあつては、更新対象事業所に限り、有効期間の 1 年間伸長を実施します。

詳細については、別添の『「平成 30 年 7 月豪雨」に係る被災事業所に対する貨物自動車運送事業安全性評価事業の特例措置について』、または全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

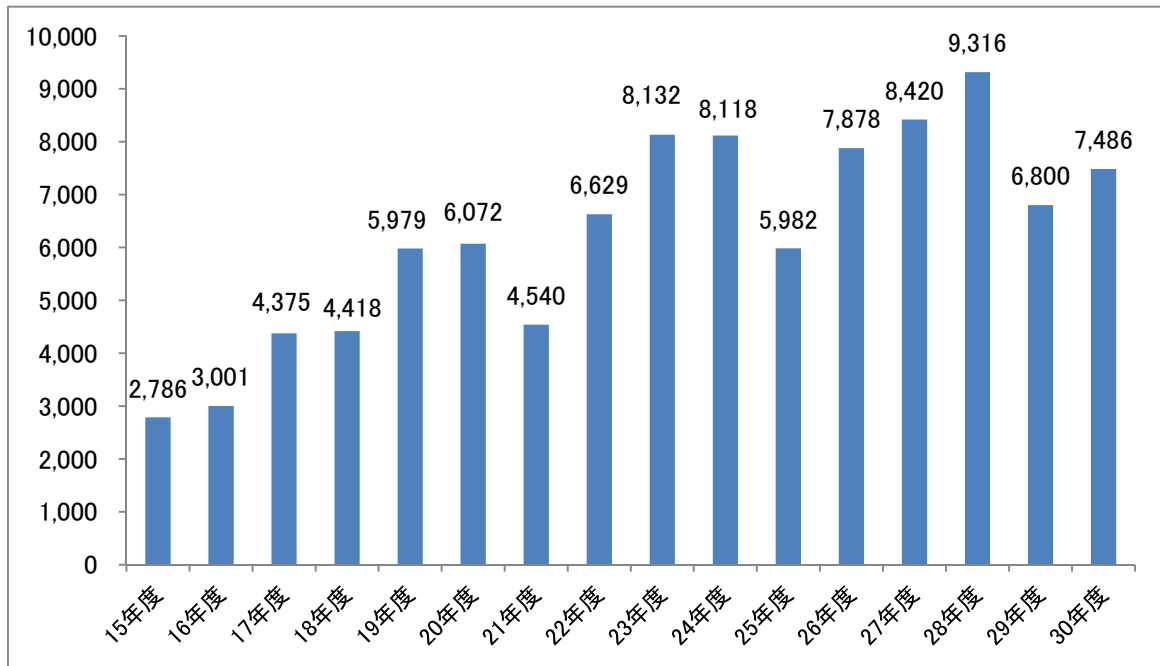
**本件のお問い合わせ先 公益社団法人 全日本トラック協会**

適正化事業部 板倉・布施・大里・松本 ☎ 03-3354-1067(適正化事業部直通)  
総務部広報室 齋藤、戸塚 ☎ 03-3354-1029(広報室直通)  
ホームページ <http://www.jta.or.jp>

## 2018年度貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る申請の状況

	新規申請	更新申請					合計
			初回	2回目	3回目	4回目	
申請件数	1,565	5,921	1,683	1,431	1,574	1,233	7,486
前年度比	▲163	+849	▲379	▲237	+242	+1,223	+686

## 申請件数の推移



### 【2018年度貨物自動車安全性評価事業のスケジュール】

- ・ 4月16日(月) インターネットによる申請書類の頒布開始
- ・ 5月11日(火) 紙媒体による申請書類の頒布開始
- ・ 7月12日(月)～7月13日(金) 申請書類の受付(地方実施機関にて実施)  
 ※平成30年7月豪雨に係る特例措置の対象となる被災事業所等については、  
 9月3日(月)～9月14日(金)に申請書類の受付を行う。
- ・ 12月中旬(予定) 安全性優良事業所の認定

### 貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)とは

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、事業者の安全性を正當に評価し、認定し、公表する制度であり、平成15年7月より開始。

認定を受けた事業所は認定証が授与されるとともに、認定マーク及び認定ステッカーを「安全性優良事業所」の証しとして使用することが認められ、「安全性優良事業所」であることを荷主企業や一般消費者等にアピールすることができます。

2018年3月現在、全国で24,319事業所を「安全性優良事業所」として認定しています。

## 2018年度（平成30年度）貨物自動車運送事業安全性評価事業 申請事業所数

平成30年7月20日  
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

ブロック名	地区名	新規	初回更新	2回目更新	3回目更新	4回目更新	合計
北海道	札幌	56	28	35	30	28	177
	函館	5	1	12	12	5	35
	室蘭	8	4	10	5	10	37
	旭川	9	9	22	10	13	63
	帯広	8	9	6	7	9	39
	釧路	3	5	7	2	9	26
	北見	4	1	6	5	3	19
	計	93	57	98	71	77	396
東北	青森	33	18	14	11	19	95
	岩手	22	23	13	23	18	99
	宮城	43	52	24	22	32	173
	秋田	3	13	6	36	9	67
	山形	10	10	9	24	20	73
	福島	26	36	28	38	34	162
	計	137	152	94	154	132	669
関東	茨城	53	86	49	39	14	241
	栃木	28	32	19	18	10	107
	群馬	28	27	30	47	12	144
	埼玉	106	116	84	89	41	436
	千葉	49	89	63	65	47	313
	東京	94	84	97	69	58	402
	神奈川	76	95	60	47	58	336
	山梨	12	24	13	17	16	82
	計	446	553	415	391	256	2,061
北陸信越	新潟	29	47	24	38	34	172
	長野	30	23	19	38	49	159
	富山	12	13	26	24	22	97
	石川	22	26	15	21	18	102
	計	93	109	84	121	123	530
中部	福井	9	10	20	8	12	59
	岐阜	21	24	21	53	17	136
	静岡	52	68	44	59	65	288
	愛知	89	122	103	103	77	494
	三重	21	36	30	35	20	142
	計	192	260	218	258	191	1,119
近畿	滋賀	26	28	48	13	13	128
	京都	25	31	22	32	23	133
	大阪	89	111	106	105	71	482
	兵庫	45	49	43	68	45	250
	奈良	9	3	8	8	10	38
	和歌山	13	10	6	2	15	46
	計	207	232	233	228	177	1,077
中国	鳥取	5	6	8	15	9	43
	島根	14	15	10	20	5	64
	岡山	27	33	19	31	33	143
	広島	29	28	26	41	26	150
	山口	13	13	17	18	31	92
	計	88	95	80	125	104	492
四国	徳島	8	10	6	17	7	48
	香川	16	14	13	25	8	76
	愛媛	23	24	22	17	15	101
	高知	6	13	5	15	8	47
	計	53	61	46	74	38	272
九州	福岡	74	51	59	80	50	314
	佐賀	20	15	13	17	25	90
	長崎	27	14	14	7	4	66
	熊本	30	17	29	9	15	100
	大分	16	14	21	11	5	67
	宮崎	31	27	12	9	15	94
	鹿児島	49	23	12	12	16	112
	沖縄	9	3	3	7	5	27
	計	256	164	163	152	135	870
全国計		1,565	1,683	1,431	1,574	1,233	7,486

初回更新：平成28年度に新規で認定を受けた事業所

2回目更新：平成27年度に更新1回目で認定を受けた事業所

3回目更新：平成26年度に更新2回目で認定を受けた事業所

4回目更新：平成26年度に更新3回目で認定を受けた事業所

# 「平成30年7月豪雨」に係る被災事業所に対する 貨物自動車運送事業安全性評価事業の特例措置について

「平成30年7月豪雨」において被災された皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)で実施する2018年度貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」について、「平成30年7月豪雨」で被災された事業所に対して、下記のとおり特例措置を講じます。

## 1. 特例措置の対象事業所

新規申請の場合は次の①を満たす事業所を対象とし、  
更新申請の場合は次の①～②のいずれも満たす事業所とします。

- ①「平成30年7月豪雨」に係る災害救助法の適用地域に存する事業所であること。
- ②現に安全性優良事業所の認定を受けており、2018年度の更新対象事業所であること。

ただし、上記のほか、特例措置を講じる必要があると認められる場合は、この限りではありません。

(参考)災害救助法適用地域(平成30年7月13日現在)  
11府県61市37町4村

## 2. 申請受付期間に係る措置(新規申請・更新申請 共通)

特例措置の対象事業所に対しては、下記期間に申請受付を行います。

→ **2018年9月3日(月)～9月14日(金) ※土・日曜日は除く。**

上記受付期間に合わせ、申請書類の頒布期間は8月31日(金)まで延長。

※ただし、申請は全て手書きによる複写式申請書となります。なお、複写式申請書による申請であっても申請書の実費(1,000円)の振り込みは特例により免除し不要とします。

## 3. 評価項目の評価を受けることが困難な場合に対する措置(更新申請に限る。)

2018年度の更新対象の事業所において、申請方式により希望する評価項目の評価を受けることが可能な場合には、通常のとおり評価を行います。希望する評価を受けることが困難な場合(※)には、次の①～②のとおり措置を行います。

①現在の有効期間を1年間延長し、原則、更新申請の評価は次年度(2019年度)に実施します。

②次年度(2019年度)の更新申請において認定された場合には、有効期間を通常より1年間短縮し、①により延長した分と相殺します。

※評価を受けることが困難な場合とは

今年度の更新申請において、下表の評価項目を希望する場合(前回の評価結果を用いる申請方式は除く。)において、「評価を受けることが困難な場合」欄のいずれかに該当する場合をいいます。

評価項目	評価を受けることが困難な場合
1. 安全性に対する法令の遵守状況	①地方実施機関による巡回指導の実施が、帳票類の滅失等により、困難な場合 ②運輸安全マネジメントに対する取組状況について、関係資料を滅失している場合
2. 事故や違反の状況	関係資料を滅失している場合
3. 安全性に対する取組の積極性	関係資料を滅失している場合

ただし、上記のほか、評価を受けることが困難な状況と認められる場合は、この限りではありません。

【認定証の取扱い】

有効期間が延長された事業所には、12月中旬に有効期間を延長した旨を記載した書面を送付します。(有効期間を延長した認定証の発行は行いません。)

#### 4. 申請資格要件に係る措置(新規申請・更新申請 共通)

事業用自動車が増える等、今回の被災により申請資格要件の5両を下回った事業所については、当該自動車に係る罹災証明書の写しを提出することで、申請資格要件のうち、「配置する事業用自動車の数が5両以上であること。」は適用しません。

#### 5. 提出書類

##### A. 新規申請

- ①申請案内16ページ記載の「申請書類(提出書類)」
- ②当該事業用自動車に係る罹災証明書の写し(「4. 申請資格要件に係る措置」を受ける場合)
- ③平成30年7月豪雨に係る特例申請についての自認書(別紙1)

##### B. 更新申請

###### (1)「3. 評価項目の評価を受けることが困難な場合に対する措置」に該当する場合

- ①2018年度 安全性評価事業における特例措置申請書(別紙2)

###### (2)「3. 評価項目の評価を受けることが困難な場合に対する措置」に該当しない場合

- ①申請案内16ページ記載の「申請書類(提出書類)」
- ②当該事業用自動車に係る罹災証明書の写し(「4. 申請資格要件に係る措置」を受ける場合)
- ③平成30年7月豪雨に係る特例申請についての自認書(別紙1)

全国実施機関受付印	地方実施機関受付印

申請年月日 2018年 月 日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 殿

事業者名：

事業所（営業所）名：

事業所代表者の役職及び氏名：

印

### 平成 30 年 7 月豪雨に係る特例申請についての自認書

当事業所（営業所）は、平成 30 年 7 月豪雨の影響を受け、以下の理由により、貴機関が行う 2018 年度貨物自動車運送事業安全性評価事業における申請受付期間（2018 年 7 月 2 日～7 月 13 日）での申請が困難であったことを自認いたします。

#### G マーク申請期間中での申請が困難であった理由

※該当するものの□内にレ印を付けてください。

- 事業所（営業所）が被災し申請書類が用意できなかったため
- 申請受付場所までの交通機関・道路の寸断により申請期間に間に合わなかったため
- 被災地対応が最優先事項となり、申請期間に間に合わなかったため
- その他（以下に記載して下さい）

2018年 月 日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 殿

認定証番号

2						
---	--	--	--	--	--	--

( )

事業者名：

事業所（営業所）名：

事業所代表者の役職及び氏名：

④

連絡先担当者氏名：

連絡先電話番号：

## 2018年度 安全性評価事業における特例措置申請書

当事業所（営業所）は、平成30年7月豪雨の影響を受け、以下の理由により貴機関が行う2018年度貨物自動車運送事業安全性評価事業による安全性評価を受けることが困難な状況であることから、特例措置の適用を申請します。

## 安全性評価を受けることが困難である理由

※該当するものの□にレ印を付けてください。

事業所（営業所）が被災し申請書類が用意できないため

その他（以下に記載してください）

--

全国実施機関受付印	地方実施機関受付印